

所沢市情報セキュリティポリシー

平成 1 5 年 1 2 月 1 日	策定
平成 1 9 年 4 月 1 日	改定
平成 2 0 年 2 月 1 日	改定
平成 2 1 年 4 月 1 日	改定
平成 2 3 年 4 月 1 日	改定
平成 2 5 年 4 月 1 日	改定
平成 2 7 年 9 月 1 日	改定

IT 推 進 課

目次

第1章	総則	1
第2章	所沢市情報セキュリティ基本方針	2
第1	目的	2
第2	定義	2
1	コンピュータ	2
2	ネットワーク	2
3	電磁的記録媒体	2
4	情報システム	2
5	情報資産	3
6	情報セキュリティ	3
7	外部委託事業者	3
第3	対象とする脅威	3
1	人為的脅威（意図的）	3
2	人為的脅威（非意図的）	4
3	環境的脅威	4
第4	適用範囲	4
第5	情報セキュリティ対策	4
1	組織体制	4
2	情報資産の分類と管理	4
3	物理的セキュリティ	4
4	人的セキュリティ	5
5	技術的セキュリティ	5
6	運用	5
第6	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	5
第7	情報セキュリティポリシーの見直し	5
第8	情報セキュリティ対策基準の策定	5
第9	情報セキュリティ実施手順の策定	5
第10	遵守義務	6
第11	遵守義務違反	6

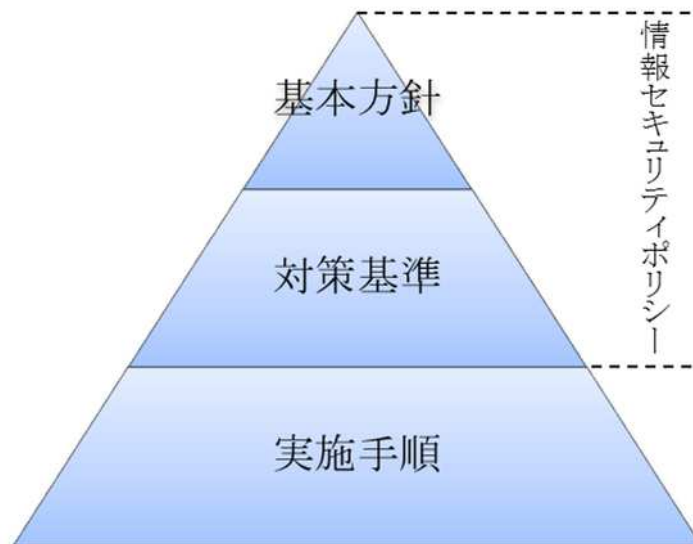
第1章 総則

所沢市情報セキュリティポリシーとは、所沢市が保有する全ての情報資産に関する情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたものである。

所沢市の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めるものが、「所沢市情報セキュリティ基本方針」である。この基本方針に基づき、全ての情報資産に共通の情報セキュリティ対策の基準を定めるのが「所沢市情報セキュリティ対策基準」である。この「基本方針」と「対策基準」を総称して、「所沢市情報セキュリティポリシー」という。この「対策基準」を具体的なシステムや手順、手続きに展開して個別の実施事項を定めるものが「所沢市情報セキュリティ実施手順」である。

所沢市情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものであることから、所沢市長をはじめ、全ての職員及び外部委託事業者は、業務の遂行にあたって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

所沢市情報セキュリティポリシー体系図



文 書 名		内 容
情報セキュリティ ポリシー	情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めるもの
	情報セキュリティ 対策基準	情報セキュリティ基本方針に基づき、全ての情報資産に共通の情報セキュリティ対策の基準を定めるもの
情報セキュリティ実施手順		情報セキュリティ対策基準を具体的な情報資産や手順、手続きに展開して個別の実施事項を定めるもの

第2章 所沢市情報セキュリティ基本方針

第1 目的

所沢市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、所沢市が保有するネットワーク、情報システム及び情報資産について、情報セキュリティ対策の基本事項を定めることにより、市民の財産やプライバシー等を守り、市民からの継続的な信頼を得ることを目的とする。

第2 定義

1 コンピュータ

- (1) パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）
- (2) モバイル端末
業務上の必要に応じて移動させて使用することを目的とした端末
- (3) スマートフォン
- (4) サーバ
- (5) ストレージ
- (6) その他類似・周辺機器等

2 ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。また、全庁で利用するネットワークを特に全庁ネットワークという。

3 電磁的記録媒体

- (1) 内蔵電磁的記録媒体
コンピュータ、通信回線装置等に内蔵される電磁的記録媒体
- (2) 外部電磁的記録媒体
 - ア USBメモリ
 - イ 外付けハードディスクドライブ
 - ウ DVD-R
 - エ 磁気テープ
 - オ その他類似する電磁的記録媒体

4 情報システム

コンピュータ、ネットワーク、電磁的記録媒体及びソフトウェアで構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

5 情報資産

- (1) ネットワーク・情報システムで取り扱う情報
- (2) 情報が記録された文書
- (3) 電磁的記録媒体に記録された情報（ソフトウェアやシステムのソースコード等を含む）
- (4) 情報を利用するためのソフトウェア・ハードウェア
- (5) 通信回線・電源等のインフラ

6 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性（注）を維持することをいう。

（注）国際標準化機構（ISO）では次のように定めている。（ISO 7498-2：1989）

機密性 （ confidentiality ）	情報にアクセスすることが許可された者だけがアクセスできることを確実にすること。
完全性 （ integrity ）	情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を完全防護すること。
可用性 （ availability ）	許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

7 外部委託事業者

業務委託契約等により、所沢市の業務執行を受託した事業者をいう。

第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

1 人為的脅威（意図的）

意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去・重要情報の詐取、内部不正等。

- (1) サイバー攻撃
 - ア 不正アクセス
 - イ 不正操作
 - ウ ウイルス攻撃
 - エ サービス不能攻撃等
- (2) 部外者の侵入
 - ア 機器の盗難
 - イ 持出し等

- 2 人為的脅威（非意図的）
非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。
 - (1) 情報資産の無断持出し
 - (2) 無許可ソフトウェアの使用等の規定違反
 - (3) 設計・開発の不備
 - (4) プログラム上の欠陥
 - (5) 操作・設定ミス
 - (6) メンテナンス不備
 - (7) 内部・外部監査機能の不備
 - (8) 外部委託管理の不備
 - (9) マネジメントの欠陥等

- 3 環境的脅威
 - (1) 地震・台風・落雷等の災害
 - (2) 交通機能の麻痺や大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足
 - (3) 電力・通信・水道の途絶によるインフラ障害
 - (4) 機器の故障等によるサービス及び業務の停止
 - (5) システム運用の機能不全等

第4 適用範囲

所沢市が保有する情報資産、情報資産に関する事務に携わる全ての職員（臨時的任用職員、非常勤の特別職員を含む。）及び外部委託事業者とする。

第5 情報セキュリティ対策

上記第3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- 1 組織体制
情報セキュリティ対策を積極的に推進・管理する全庁的な組織体制を確立する。
- 2 情報資産の分類と管理
所沢市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。
- 3 物理的セキュリティ
情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

4 人的セキュリティ

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員及び外部委託事業者の基本方針等の内容を周知徹底するため、十分な教育及び啓発が行えるように必要な対策を講じる。

5 技術的セキュリティ

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講じる。

6 運用

情報システム及びネットワークの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応策を講じる。

第6 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第7 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

第8 情報セキュリティ対策基準の策定

上記第5、第6及び第7に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び共通の判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

なお、対策基準は、公にすることにより所沢市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、所沢市情報公開条例第7条4号及び6号の規定により非公開とする。

第9 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティに関する対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定する。

なお、実施手順は、公にすることにより所沢市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、所沢市情報公開条例第7条4号及び6号の規定により非公開とする。

第10 遵守義務

職員及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって法令、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。

第11 遵守義務違反

上記第10の遵守義務に違反した職員及び外部委託事業者についてはその重大性、発生した事案の状況等に応じて、法的措置を含め厳正な対応を行う。

情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより所沢市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、所沢市情報公開条例第7条4号及び6号の規定により非公開としています。